

エコレンジャーになって！いっしょに考えよう！活動しよう！



地球温暖化防止について！環境について！

エコレンジャー募集中！



エコレンジャーって何？

小中学生の皆さんを対象に「エコレンジャー」を募集します。

脱炭素社会、地球温暖化防止を目指し、クールセンターのスタッフと一緒に体験や学びを通じて楽しくエコ活動に取り組みます。

子どもたちの活動から、市民全体への環境意識の向上を目指します。

こんな活動をするよ

みどりのカーテンづくりとそのお世話、生活の中でできる環境への取り組み、動物や植物などの自然観察体験、クールセンターに飾るエコな展示物制作やモノづくり、クールセンターが開催・出展する環境イベントのスタッフとしてお手伝いなどいろいろ

※年間スケジュールは裏面をご覧ください

登録から活動の流れ

イベント参加で

はちエコポイントももらえるよ(はちエコポイント登録が必要)



お申込み
お問合せ

〒192-0906 八王子市北野町 596-3 あったかホール 2 階

☎ 042-656-3103 ☎ 042-649-2118

✉ zerocarbon@coolcenter802.net

🌐 <https://coolcenter802.net/> <https://forms.gle/uxtnvTVNNAmCFmDY7>

🕒 受付時間：9 時～17 時 ※ 日月曜日、年末年始を除く



お申し込みは
こちらから



- ▶ 5/3 みどりのカーテンづくり
- ▶ 6/5 環境フェスティバル
- ▶ 6月エコキャンドルづくり
- ▶ 7/1~8/6 花王こども環境絵画コンテスト入賞作品展
- ▶ 7/24 子ども環境あそび市
- ▶ あったかホールバックヤード見学
- ▶ 北野清掃工場見学
- ▶ SDGs 月間 (9/22 ~ 29)
- ▶ 10月 北野地域エコ de ゴミ拾い大会
- ▶ ヘチマでスポンジづくり
- ▶ 11月 エコキャンドルナイト
- ▶ 12月 エコクリスマスツリーづくり
- ▶ 1月 推進員交流会
- ▶ 2月 廃材アート展示会
- ▶ 3/5 かんきょうこどもまつり
- ▶ 通年
みどりのカーテンのお世話
クールセンター内の装飾・掲示物の作成
- ▶ その他
あったかホール周辺の生き物調査
浅川でバードウォッチング
樹名板(木の名札)づくり

※予定は変更になる場合があります

規約に同意の上お申し込みください

エコレンジャー規約

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規約は、八王子市地球温暖化防止活動推進センター(以下クールセンター)エコレンジャー(ボランティア活動を行う者。)の基本事項を定める。

(エコレンジャー活動の目的)

第2条 小中学校に在籍の学童が、地域活動の担い手として主体的に地球温暖化防止活動に関与することを目的とする。

(活動)

第3条 エコレンジャー活動は、次のものをいう。

- (1) クールセンター主催イベントの運営サポート
- (2) 生きものや自然環境保全活動の体験協力
- (3) クールセンター展示物の作成
- (4) その他、地球温暖化防止に寄与する活動

(活動上の原則)

第4条 活動は、公共サービスの一部に携わるものであり、エコレンジャーについても一定の規律と責任が伴うことを自覚し活動を行う。

活動は、当団体とエコレンジャーが双方で話し合いエコレンジャーの自主性を尊重する。

(エコレンジャーの登録)

第5条 エコレンジャー活動を希望するものは、申込フォームより保護者の同意のもと、当団体に申し出ることで、申し出に基づき活動を開始することとする。

活動をやめる場合も、申し出ることとし、当団体は申し出により登録を抹消する。

(エコレンジャーに対する責任)

第6条 当団体は、エコレンジャーの活動を保障するため次の責務を負う。

- (1) 活動上知り得た個人情報を他に漏らさない。
- (2) 活動に必要な物品等を貸与する。
- (3) ボランティア保険に加入する。

(活動中の事故に対する補償)

第7条 エコレンジャーが活動中及び自宅と活動場所の往復中に起きた事故により負傷した時は、ボランティア保険の規定に基づいて補償することとする。

(協議)

第8条 この方針に規定する以外のことで、エコレンジャーの活動をすすめるにあたり必要な事項は、当団体とエコレンジャーがその都度協議して定める。

附則(令和4年4月1日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。



5.3 エコレンジャー活動の様子